

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1712

7 月 の 税 務

《も く じ》

- 1, 所得税の予定納税額の納付
通知期限…7月31日
- 2, 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…7月16日
- 3, 固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付
納期限…7月中において市町村の条例で定める日
- 4, 6月分源泉所得税の納付
納期限…7月10日（6か月ごとの納付の特例の適用を受けている場合、1月から6月までの徴収分を7月12日までに納付）
- 5, 5月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税（法人事業所得税）・法人住民税）
申告期限…7月31日
- 6, 2月、5月、8月、11月決算法人の3か月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…7月31日
- 7, 11月決算法人の中間申告（法人税・法人事業税・法人住民税）…半期分
申告期限…7月31日
- 8, 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…7月31日

◎税務のニュース

政 府／就職氷河期世代／3年で正規雇用30万人増へ …2

◇中小企業経営者のための豆知識

賞与の決め方

1. 賞与とは …3
2. 賞与（ボーナス）の考え方 …3
3. 決算賞与とは …4
4. 賞与総額（賞与原資）の算出方法 …4

▼中小企業経営者のための法人税入門

第3章【費用の税務】

9 圧縮記帳

- (3) 特定資産の買換え …8

○中小企業経営者のための経営・法律相談

◎離婚による財産分与 …11

◇参 考

1. 財産分与とは …12
2. 財産分与の種類 …12
3. 財産分与の対象となるもの（＝共有財産） …13

■中小企業経営者のための仕訳の実例

◎貸倒引当金繰入額の仕訳

1. 貸倒引当金繰入額とは

(1) 貸倒引当金繰入額の定義・意味など…15

2. 貸倒引当金繰入額の決算等における位置づけ等

(1) 貸倒引当金繰入額の財務諸表における区分表示と表示科目 …16

賞与の決め方

賞与を支給するときの金額は、経営者にとって悩みの種です。どんぶり勘定で金額を決めている企業もあれば、算定基準に則って賞与の金額を決めている企業もあります。真面目に仕事に取り組んできた社員や貢献度の高い社員には、適切なボーナスを支給することが求められます。

社員に対して適切な人事評価を行い今後のエンゲージメント向上を促すためにも、できる限り双方が納得できる金額を支給する必要があります。今回は、ボーナスの計算方法について考えていきましょう。

1. 賞与とは

賞与は、毎月支給される給与とは異なる、いわゆる「ボーナス」のことです。一般的には夏と冬の年2回支給されることが多いですが、中には年1回のみの会社や、年3回の会社も存在します。

金額は一律ではなく、基本給の何か月分という形を取っていたり、個人の成果に見合った額を決めていたりするところが多いようです。

具体的な支給日については、会社によって異なりますが、公務員の場合は6月30日と12月10日に支給されているので、民間の企業でも公務員の支給日の前後（6月～7月と12月）であることが多いようです。

賞与は、賃金と違って法的な支払い義務がないので、業績が良ければ支給するという会社もあれば、賞与の支給自体行っていない会社もあります。

業績が悪ければ当然、賞与としてもらえる金額も減るので、「基本給は少ないが、賞与がたくさんもらえる会社」よりも「賞与はないが、基本給のベースが高い会社」のほうが安定しているという見方もできるでしょう。

一度に多額の収入が得られるのは嬉しいですが、賞与は会社の予算を調整するためのものであり、確約された報酬ではないということを念頭に置いておきましょう。

2. 賞与（ボーナス）の考え方

企業は従業員の仕事への報酬としての賞与を考えたときに、結果を出した人には報いる、結果を出さなかった人には報いないという考え方が必要です。

従業員にどうすれば会社の業績が上がるのかをはっきりと示し、社員が、がんばって会社業績を上がれば、その分、賞与が増えることを「見える化」します。どれだけ頑張れば、どれだけ賞与が増えるかがわかれば、頑張りようもあります。

逆に、会社業績が悪くなったら、賞与はどのくらい減るのかも「見える化」します。そうすることで、社員が一丸となってがんばる仕組みを作ります。

生活の費用を補てんするために賞与を支給する、という考え方もありますが、

最低賃金法などの法律を守っている限り、企業が賞与を支払わなくても、法律によって罰せられることはありません。賞与は会社に対する貢献度の具体的な評価として、従業員に支払われるべきものです。

3. 決算賞与とは

決算賞与とは、その年の会社の業績に応じて支給される賞与のことです。会社の利益を、社員に臨時のボーナスという形で還元します。

頑張った結果が形として還元されるので、社員のモチベーションアップにも繋がるでしょう。一方で、業績が前年より悪化した場合は、支給がないことももちろんあります。

決算賞与が会社の業績に応じて決算月に支給されるのに対して、ボーナスは、よほど経営状態が悪化しない限りは、毎年決まった時期に支給されます。

通常のボーナスは、大抵は夏・冬に「基本給の〇ヶ月分」として支給されるものです。決算賞与は、決算月に支払われる臨時ボーナス（必ず支給されるわけではないため）という認識で良いでしょう。

会社側としても決算賞与の支給は節税対策となります。お互いにメリットがあるところが、ボーナスとの違いと言えるでしょう。

決算賞与支給時期は、法律で決められています。「事業年度終了の日の翌日から1か月以内」です。多くの会社では3月・6月・12月のいずれかに決算月があるので、その翌月末までに支払われます。

ただし、決算賞与は基本的には支給が無いもの。会社側から決算賞与についての報告がなされない場合は、残念ながらその年の支給はありません。

決算賞与には、平均や相場というものも存在しません。会社とその年の成績によって様々だからです。その年の会社の利益分を社員数で割るなどして支給されるため、ボーナスの金額よりは少ないのが一般的ですが、なかには決算賞与の方が多い会社もあります。さらに、勤続年数や年齢で金額が変わる場合もあります。

基本的には会社の利益によりますが、会社が設備・社員数増加などに投資をする場合、そちらにお金が回って決算賞与が減る場合もあります。

4. 賞与総額（賞与原資）の算出方法

賞与総額（賞与原資）を決定するベースとなる業績指標は、

経常利益（営業利益＋営業外収益－営業外費用）

営業利益（売上総利益－販売管理費および一般管理費）

のどちらかである企業が多いといえます。そもそも「賞与とは利益配分」という考え方があるためでしょう。

賞与総額の算出方法には大きく二つの方法があります。

一つは、業績指標にもとづいて算出した利益比率とそれに連動した平均支給月数を決めておく方法です。例えば、半期売上高対経常利益比率が〇%だった場合は、半期賞与支給月数は平均〇か月といった形です。

もう一つは、業績指標にあらかじめ決めておいた一定の係数を乗じることによって賞与総額を算出する方法です。シンプルな方法ではあるものの、運用面では柔軟に使えない部分もあり、前者の方法を使う企業が多い傾向にあります。

- ・個別賞与額の算出方法の主な例

個別賞与額を算出するためには、人事評価を活用する方法が多いでしょう。一般的によく使われているのは、「基準額×平均支給月数×評価係数」という計算方法です。

基準額とは、基本給＋各種手当（何が含まれるかはその会社の就業規則などで決まりあり）のことであり、それに既に算出された平均支給月数を乗じ、さらに人事評価の結果に基づいた評価係数を乗じます。

評価係数の基準は、会社によってそれぞれ設定している場合が多いでしょう。例えば、人事評価がSの場合の評価係数は1.2といった形です。

また、評価ポイントを使った賞与配分方法もあります。人事評価結果に、役職や資格・スキルなどを等級（ランク）に分け、それぞれの係数を乗じて算出した評価ポイントによって賞与を配分する方法です。

計算方法の一例としては、

各人の評価ポイント（評価点×等級別係数）×

1ポイントあたり単価（賞与原資÷全社員の評価ポイント合計）

などとなります。役職や資格・スキルなどを加味した等級別係数を乗じることにより、会社への貢献度の高い人の賞与額が高くなります。

- ・給与連動方式

月の給与に対し支給率をかけて支給する方式で、従来の日本の企業の一般的な金額の決め方です。

支給率は月数とすることが多く、例えば、支給率のベースを月の給与の3.0か月分とし、評定により、2.5か月から3.5か月の範囲で支給するなどします。

- ・利益配分方式

始めに賞与として支給する金額のトータルを決め、支給率を評価による支給率、スキルによる支給率、調整による支給率から、1人1人の従業員への支給金額を決める方式です。

5. 利益配分方式

利益配分方式は、現在の企業で主流になっている支給金額の決め方ですので、決め方を詳しくご紹介します。

○はじめに総支給額を決定する

まず始めに、四半期などの決算から、賞与として支給できる総支給額を決定します。次に、総支給額を、①評価による支給総額、②スキルによる支給総額、③調整による支給総額の3つに分配します。分配比率の配分は、例えば、評価による総支給額を7割、スキルによる総支給額を2割、調整による総支給額を1割などです。

○評価により支給額を決定する

はじめに勤務状況や会社への貢献度から、従業員の評価をランクづけして、ポイントを割り当てます。例えば、ランクをS、A、B、C、Dの5つに分け、それぞれにポイントを10、9、8、7、6と割り当てると、以下の計算式で、各従業員の評価による支給額が決まります。

- ・評価の1ポイントに対する金額
= 評価による総支給額 ÷
(各ランクの人数 × 各ランクのポイント) の総和
- ・各従業員の評価による支給額
= 1ポイントに対する金額 × 各従業員のポイント

○スキルにより支給額を決定する

次に、役職や資格などから、評価による支給額と同じように、従業員のスキルの評価をランクづけし、ポイントを割り当てると、以下の計算式で、各従業員のスキルによる支給額が決まります。

- ・スキルの1ポイントに対する金額
= スキルによる総支給額 ÷
(各ランクの人数 × 各ランクのポイント) の総和
- ・各従業員のスキルによる支給額
= 1ポイントに対する金額 × 各従業員のポイント

○調整の支給額を決定する

次に、それぞれの部署の事情や、年齢などの調整部分を、評価による支給額と同じようにランクづけし、ポイントを割り当てると、以下の計算式で、各従業員の調整による支給額が決まります。

- ・調整の1ポイントに対する金額
= 調整による総支給額 ÷
(各ランクの人数 × 各ランクのポイント) の総和
- ・各従業員の調整による支給額
= 1ポイントに対する金額 × 各従業員のポイント

○各従業員の賞与支給額

各従業員の賞与支給額は、評価による支給額、スキルによる支給額、調整による支給額を加算したものになります。

○賞与の支給額の計算例

総支給額を1,000万円、賞与対象の従業員数を50人とした会社の部長職Aさんの賞与の計算例をご紹介します。

<条件>

総支給額：1,000万円

賞与対象従業員数：50人

賞与分配比率：評価による支給総額7割（700万円）

スキルによる支給総額2割（200万円）

調整による支給総額1割（100万円）

評価ランクとポイント：S（10P）、A（9P）、B（8P）、C（7P）、D（6P）

評価ランクと人数：S（2人）、A（3人）、B（5人）、C（10人）、D（30人）

スキルランクとポイント：S（10P）、A（9P）、B（8P）、C（7P）、D（6P）

スキルランクと人数：S（2人）、A（3人）、B（5人）、C（10人）、D（30人）

調整ランクとポイント：A（2P）、B（1P）、C（0P）

スキルランクと人数：A（10人）、B（20人）、C（30人）

Aさんのランク：評価ランク（A）、スキルランク（B）、調整ランク（B）

<評価によるAさんの支給額>

・評価の1ポイントに対する金額

$$= 7,000,000円 \div (10 \times 2 + 9 \times 3 + 8 \times 5 + 7 \times 10 + 6 \times 30)$$
$$= 20,771円$$

$$\text{評価による支給額} = 20,771円 \times 9P = 186,939円$$

<スキルによるAさん支給額>

・スキルの1ポイントに対する金額

$$= 2,000,000円 \div (10 \times 2 + 9 \times 3 + 8 \times 5 + 7 \times 10 + 6 \times 30)$$
$$= 5,934円$$

$$\text{評価による支給額} = 5,934円 \times 9P = 53,406円$$

<調整ランクによるAさんの支給額>

・調整の1ポイントに対する金額

$$= 1,000,000円 \div (2 \times 10 + 1 \times 20 + 0 \times 30)$$
$$= 25,000円$$

$$\text{評価による支給額} = 25,000円 \times 1P = 25,000円$$

<Aさんの賞与支給額>

$$\cdot \text{Aさんの賞与支給額} = 186,939円 + 53,406円 + 25,000円$$
$$= 265,345円$$

6. 賞与（ボーナス）の金額の決め方のまとめ

賞与・ボーナスに限らず月の給与やそれに伴う手当についても言えることですが理由もなく、なんとなくで金額を決めて支給するのはとてももったいないことです。会社によっては、給与支給日や賞与の支給日に社長や上司と面談をする会社もあります。大変かもしれませんが、そうすることで支給した金額以上の意味を持たすことができると考えています。

法人税入門

第3章

【費用の税務】

9 圧縮記帳

(3) 特定資産の買換え

会社が土地や建物を売った場合には、その売却益について、当然、税金がかかります。

さらに、その売ったした代金で別の土地や建物を買っても、同じように税金がかかります。

売った代金でなにを買おうとも、まったく関係ありません。売った、という事実に着目して税金をかけるのです。これが大原則です。

しかし、法人が、昭和45年4月1日から令和2年（2020年）3月31日までの間に、その所有する棚卸資産以外の特定の資産（譲渡資産）を譲渡し、譲渡の日を含む事業年度において特定の資産（買換資産）を取得し、かつ、取得の日から1年以内を買換資産を事業の用に供した場合又は供する見込みである場合に、買換資産について圧縮限度額の範囲内で帳簿価額を損金経理により減額するなどの一定の方法で経理したときは、その減額した金額を損金の額に算入する圧縮記帳の適用を受けることができます。

ただし、この圧縮記帳の適用を受けるためには、次のいずれかの経理方法を採用する必要があります。

- (1) 損金経理により買換資産の帳簿価額を減額する方法
- (2) 確定した決算において積立金として積み立てる方法
- (3) 決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法

これが、

特定資産の買換え

といわれる特例です。

この特例を適用できるケースは、たくさんあります。

それぞれ、売った資産と買った資産の組み合わせになっています。

その代表的な組合せとは、

東京、大阪、名古屋などの**既成市街地**（いわゆる、過密都市）にある

所有期間10年超の

事業用等の建物、

事業用等の建物の敷地となっている土地
を売って、

特定区域の
土地
建物・構築物・機械装置

を買った場合
いわゆる、転出促進のための、
買換えです。

(注) 平成29年1月1日以後の譲渡及び取得等については、「都市機能誘導区域」以外の地域内にある誘導施設に係る土地、建物、構築物が適用除外となりました。

特定区域とは、
三大都市圏の近郊整備地帯等
政令指定都市の市街化区域

をいいます。

事業用等の建物とは、
事務所、工場、作業所、研究所、営業所、店舗、倉庫などとして使
われている建物で、
福利厚生施設を除く

ものをいいます。

(注) 平成29年4月1日以後の譲渡から、「事務所」は適用除外となりました。

また、事業用等の建物の敷地となっている土地、ということですから、

空地、駐車場用地を売った場合には、
この特例が適用されないこととなります。

このような買換えをした場合には、圧縮記帳の特例を受けることができるの
です。

言い換えれば、うまく条件に当てはまるように買い換えれば、税金が安くな
る、ということです。

もう1つの代表的な組合せは、

売却した年の1月1日で所有期間10年超の
土地
建物・構築物

を売って、

国内にある
土地（事務所、事業所得等の特定施設の敷地となっているもの（事
実上必要な駐車場の部分を含む）で、その面積が300㎡以上のもの
に限る）
建物・構築物・機械装置

を買った場合

いわゆる、長期所有資産の買換え
です。

しかし、圧縮記帳をするためには、次のような条件が付けられています。

- ① 買換えの資産として土地を買った場合には、売った土地の面積の**5倍**の面積までしか、圧縮記帳することができません。

例えば、120㎡の土地を売って、800㎡の土地を買った場合には、

$$120\text{㎡} \times 5 = 600\text{㎡}$$

までは、圧縮記帳することができますが、

残りの200㎡

については、圧縮記帳することができません。

- ② 土地などを売った事業年度に買換えの資産を買えば、この特例を受けることができます。

しかし、売った事業年度の次の事業年度の期首から1年以内にも買っても良いことになっています。

また、逆に、売った事業年度の期首から前1年以内に、あらかじめ買っておいても差し支えありません。

例えば、1年決算の会社についてみれば、買換えの資産を取得するタイミングは、

売った年度

売った年度の前の年度

売った年度の次の年度

の、いずれでもよいということになります。

すなわち、売ったした年度を中心にして、

前1年

次1年

と、**3年間のうちに取得すればよい**ことになります。

なお、特別な場合には、売った年度を中心にして、

前1年を最高3年まで

次1年を最高3年まで

それぞれ延ばすことができます。

しかし、これは、工場の移転が1年を超えるなど、やむを得ないケースであって、税務署長の認定が必要となっています。

- ③ さらに注意したいのは、買換えの資産は、

取得した日から1年以内に

会社の事業に使わなければならない、ということです。

中小企業経営者のための

経営・法律相談

離婚による財産分与

事 例

私は3年前の離婚に当たり、夫から賃貸用アパート1棟の分与を受け、アパート経営をしていましたが、子供も結婚独立し、アパート経営も煩わしくなったので、近々このアパートの敷地及び建物を売却したいと考えています。

このアパートの敷地及び建物は、離婚した夫が平成15年に取得したのですが、売却した場合、私の譲渡所得は長期譲渡所得となるのでしょうか、または短期譲渡所得となるのでしょうか。

◇アドバイス◇

財産分与を不動産の資産で行うときは、その分与をした時において、その時の価額によりその資産を譲渡したとして分与した者に対して譲渡所得を課税するとしています。

◆◇解 説◇◆

譲渡所得は、譲渡資産の所有期間の長短により、長期譲渡所得又は短期譲渡所得に区分されておりますが、その資産が長期所有資産か短期所有資産かは次によります。

イ 土地建物等

譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年を超える土地建物等を譲渡した場合は（分離）長期譲渡所得、譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下又は譲渡の年に取得したものの譲渡の場合は、（分離）短期譲渡所得

となります。

ロ 土地建物等以外の資産

その所有期間が5年を超えるものは（総合）長期譲渡所得、その所有期間が5年以下のものは（総合）短期譲渡所得となります。

ところで、民法第786条によりますと、夫婦が離婚したときに「その一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる」ことになっています。この場合、当事者の協議、家庭裁判所の調停若しくは審判等により具体的に分与すべき財産が決められ、財産分与の請求を受けた者から相手方に対して、確定した金銭や不動産などが渡されることとなります。

この場合において、財産分与を不動産の資産で行うときは、その分与をした時において、その時の価額によりその資産を譲渡したとして分与した者に対して譲渡所得を課税するとしています。これは、財産分与による資産の移転が財産分与義務の消滅という経済的利益を対価とする有償譲渡であると考えられているからです。

一方、分与を受けた者の分与財産の取得時期及び取得費については、その取得した者がその分与を受けた時においてその時の価額により取得したものと取り扱われます。

ご質問の場合も、離婚したご主人の取得時期（平成15年）とは関係なく、離婚したご主人から分与を受けた時が取得の時期となりますので、そのアパートの敷地及び建物は譲渡の年の1月1日における所有期間が5年を超えていない場合には短期譲渡所得となるものと考えます。

参照条文等＝措法31①②、32①③、
所基通33-1の4、38-6

----- ◇参 考◇ -----

1. 財産分与とは

財産分与とは、婚姻生活中に夫婦で協力して築き上げた財産を、離婚の際にそれぞれの貢献度に応じて分配することをいいます。法律にも、離婚の際には、相手方に対し財産の分与を請求することができる（民法768条1項）と定めています。

2. 財産分与の種類

財産分与には、大きく分けて3つの種類があります。

① 清算的財産分与

財産分与のうちでもっとも中核となるのが、清算的財産分与です。これは「結婚している間に、夫婦間で協力して形成・維持してきた財産については、

その名義のいかんにかかわらず夫婦の共有財産と考え、離婚の際には、それぞれの貢献度に応じて公平に分配しよう」という考え方です。

清算的財産分与は、離婚原因があるか否かによっては左右されず、あくまで2人の財産を2人で分けましょうという考え方に基づくものです。そのため、清算的財産分与は、離婚原因を作ってしまった側である有責配偶者からの請求でも認められることとなります。

② 扶養的財産分与

扶養的財産分与とは、離婚をした場合に夫婦の片方が生活に困窮してしまうという事情がある場合に、その生計を補助するという扶養的な目的により財産が分与されることをいいます。

離婚時に夫婦の片方が病気であったり、経済力に乏しい専業主婦であったり、高齢・病気であったりする場合に認められることがあり、経済的に強い立場の配偶者が他方の経済的弱い立場の配偶者に対して、離婚後もその者を扶養するため一定額を定期的に支払うという方法が一般的にとられています。

③ 慰謝料的財産分与

離婚の際に、慰謝料の請求が問題になるケースがあります。慰謝料は、財産分与とは性質が異なるものですから、両者は本来別々に算定して請求するのが原則です。

しかし、両方ともに金銭が問題になるものですから、慰謝料と財産分与を明確に区別せずにまとめて「財産分与」として請求をしたり、支払をすることがあります。この場合の財産分与は「慰謝料も含む」という意図があるので、慰謝料的財産分与と呼ばれているのです。

3. 財産分与の対象となるもの（＝共有財産）

共有財産か否かの判断は、財産の名義によるのではなく実質的な判断によります。婚姻中に夫婦の協力により形成・維持されてきた財産であれば、名義を問わず、財産分与の対象である共有財産との判断がなされることとなります。

夫婦の共同名義で購入した不動産、夫婦の共同生活に必要な家具や家財などが財産分与の対象となることはもちろん、夫婦の片方の名義になっている預貯金や車、有価証券、保険解約返戻金、退職金等、婚姻中に夫婦が協力して取得した財産といえるものであれば、財産分与の対象となりえます。なお、夫婦が保有する財産のうち、婚姻中に取得された財産は、共有財産であることが推定されます。

財産分与の対象となる財産は、原則として「別居時」を基準に確定されます。そのため、離婚前であっても、別居後に取得された財産については、財産分与の対象にはならないと考えられています。これは、たとえ婚姻関係が継続していたとしても、別居後については夫婦が協力して得た財産とはいえないという考え方にもとづいています。

4. 財産分与の対象とならないもの（＝特有 財産）

財産分与の対象にはならない財産として、「特有財産」というものがあります。

特有財産とは、「婚姻前から片方が有していた財産」と「婚姻中であっても夫婦の協力とは無関係に取得した財産」のことをいいます（民法762条1項）。

「婚姻前から片方が有していた財産」とは、例えば、独身時代に貯めた定期預金などが考えられます。「婚姻中であっても夫婦の協力とは無関係に取得した財産」とは、例えば、婚姻中に発生した相続によって得た不動産などが考えられます。

ただし、特有財産にあたる財産でも、婚姻後に夫婦が協力したことによって価値が維持されたといえる場合や、価値が増加したのは夫婦の貢献があったからだといえるような場合には、貢献度の割合に応じて財産分与の対象とされる場合もあります。

5. マイナスの財産（債務）について

借金などの債務については、夫婦の共同生活を営むために生じた借金であれば、夫婦共同の債務として財産分与において考慮されるべきこととなります。しかし、もっぱら自分のために借り入れた個人的な借金は、財産分与において考慮されないと考えられています。

実務上では、夫婦の共有財産（プラスの財産）と夫婦の共同生活を営むために生じた債務（マイナスの財産）がある場合には、プラスがマイナスを上回るという場合に、その合計のプラスの財産からマイナスの財産を差し引いた残額を分配するという処理がされるのが一般的です。

6. 財産分与の割合

財産分与の割合は、財産の形成や維持に夫婦がどの程度貢献したのかという点に着目して決めていくこととなりますが、分与の割合はそれぞれ2分の1ずつが一般的です。

ただし、財産分与の割合は具体的な事案ごとに異なるため、例外的に個別具体的な事情によって割合が修正されることもあります。

7. 財産分与の時期

財産分与を行う時期についてです。財産分与は離婚と同時に決められることが一般的です。しかし、離婚の際に財産分与の取り決めをしなかった場合であっても、離婚後に財産分与を請求することは可能です。ただし、財産分与を請求できる期間は、離婚したときから2年以内という期間制限がありますので、注意が必要です（民法768条2項ただし書き）。

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎貸倒引当金繰入額の仕訳

1. 貸倒引当金繰入額とは

(1) 貸倒引当金繰入額の定義・意味など

貸倒引当金繰入額とは、決算時において、貸倒引当金の設定をする（貸倒見積額（債権の期末残高のうち、次期以降貸倒れになることが予想される金額）を計上する）際に貸倒引当金勘定（評価性引当金。資産のマイナス勘定＝評価勘定で一種の負債勘定）の相手勘定科目となる費用勘定をいう。

(2) 貸倒引当金繰入額の別名・別称・通称など

◇貸倒引当金繰入

簿記の試験などでは、貸倒引当金繰入と表記されるようである。

(3) 法人・個人の別

◇法人・個人

貸倒引当金繰入額は法人・個人で使用される勘定科目である。

(4) 貸倒引当金繰入額の位置づけ・体系（上位概念等）

◇貸倒引当金の設定

貸倒引当金繰入額は貸倒引当金の設定で用いる勘定科目である。

また、貸倒引当金を設定する際には、前期に設定した貸倒引当金が残っている場合がある。この場合、前期に計上した貸倒引当金は全額戻し入れ（取り崩し）、あらためて当期の貸倒見積額を全額繰り入れるという洗替法と、当期は前期との差額分だけ貸倒引当金を繰り入れる、あるいは戻し入れるという差額補充法という2つの貸倒引当金の設定方法がある。

・洗替法

決算にあたり、貸倒引当金の設定に際して前年の貸倒引当金の勘定残高がある場合、洗替法で処理を行うときは、その金額を貸倒引当金戻入額勘定（特別利益）の貸方に記帳して全額戻し入れて収益計上するとともに、あらためて今年度の貸倒見積額を貸倒引当金繰入額勘定の借方に記帳して費用計上する。

・差額補充法

前期に計上された貸倒引当金の残高と、当期において計上すべきである貸倒引当金の金額との差額を算定し、当期に計上すべき金額の方が大きい

場合は、その差額を貸倒引当金繰入勘定を使って費用として処理し、前期に計上された貸倒引当金の残高の方が大きいときは、貸倒引当金戻入勘定という収益勘定を使って貸倒引当金の減額処理を行う方法。

この点、税法上、その事業年度の必要経費又は損金に算入された貸倒引当金の繰入額は、翌事業年度の総収入金額又は益金に算入するものと規定されている。つまり、洗替法が原則とされている。

貸倒引当金繰入額は、洗替法で処理する場合、または、差額補充法で、当期に設定すべき貸倒引当金が前期末に設定した貸倒引当金より大きい場合にも使用される。

(5) 貸倒引当金繰入額の科目属性

貸倒引当金繰入額は貸倒損失と同じく費用勘定としての性格を有するが、貸倒損失が実際の貸倒れ額であるのに対し、貸倒引当金繰入は貸倒れの見積り額である。

2. 貸倒引当金繰入額の決算等における位置づけ等

(1) 貸倒引当金繰入額の財務諸表における区分表示と表示科目

貸倒引当金繰入額の損益計算書における表示個所としては、営業上（通常）の取引に基づく債権（営業債権）に対する繰入額は販売費及び一般管理費に、それ以外の金銭債権に対する繰入額は営業外費用などに計上することになる。

(2) 区分表示

◇営業上の取引に基づく債権を対象とする場合（異常なものを除く）

販売費及び一般管理費

損益計算書 > 経常損益の部 > 営業損益の部
> 販売費及び一般管理費 > 貸倒引当金繰入額

◇営業上の取引以外の取引に基づく債権を対象とする場合

営業外費用

損益計算書 > 経常損益の部 > 営業外損益の部
> 営業外費用 > 貸倒引当金繰入額

◇臨時かつ巨額の債権を対象とする場合

特別損失

損益計算書 > 特別損益の部 > 特別損失 > 貸倒引当金繰入額

(3) 表示科目

◇貸倒引当金繰入額

貸倒引当金繰入額については財務諸表等規則93条で区分掲記が定められているので、原則として貸倒引当金繰入額として表示する。

3. 貸倒引当金繰入額の会計・簿記・経理上の取り扱い

(1) 会計処理方法

◇使用する勘定科目・記帳の仕方等

期末（決算時）

決算において、債権の期末残高に対して貸倒引当金を設定する場合は、貸倒引当金設定額＝貸倒見積額を貸倒引当金繰入額勘定（費用）の借方に記帳して費用計上するとともに、貸倒引当金勘定の貸方に記帳する。

(2) 取引の具体例と仕訳の仕方

1 貸倒引当金繰入額を計上したとき

例題 期末に売掛金、受取手形・貸付金、その他これらに準ずる債権の額に対し、税法によって計算した152万円の貸倒引当金繰入額を計上する。ただし、前期末計上済みの140万円がそのまま残っている。当社の決算日は9月30日。

9/30	貸倒引当金繰入額	120,000	貸倒引当金	120,000
または	貸倒引当金繰入額	1,520,000	貸倒引当金	1,520,000
9/30	貸倒引当金	1,400,000	貸倒引当金戻入額	1,400,000

★ポイント★ 確定申告書に添付する明細書に、その相殺前の金額に基づく繰入れであることを明らかにすることを要件に、上記のように差額処理を税務上も認めている。適正表示の観点からも、差額を仕訳するのが望ましい。
ただし、税法上は「または」以下の洗替方式が原則。

2 法令処理による貸倒れが生じたとき

例題 当社の得意先であるM産業株式会社は、当期中に会社更生法の更正計画許可決定があり、売掛金のうち600万円が切り捨てられることになった。決定日8月6日。

8/6 貸倒損失 6,000,000 売掛金 6,000,000

★ポイント★ 下記の法令処理による貸倒損失は、その事実の発生した日の属する事業年度において、貸倒れとして損金となる。
① 会社更生法の規定による更正計画の認可の決定又は民事再生法の再生計画の決定により切り捨てられることとなった部分の金額

- ② 商法の規定により特別清算にかかわる協定の許可若しくは整理計画の決定、または和議法の規定による和議の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額

3 関係者協議による債権の切り捨てをしたとき

例題 得意先T社が不渡手形を出し、債権者集会を開催し協議した結果、一律60%の債権の切り捨てを決定し、T社を救済することとなった。当社のT社に対する売上債権は売掛金200万円である。決定日11月5日

11/5 貸倒損失 1,200,000 売掛金 1,200,000

★ポイント★ 関係者協議による貸倒れは次のケースである。

- ① 債権者集会の協議決定で、合理的な基準により債権者の債務整理を定めているものによる債務の切捨て
- ② 行政機関又は金融機関、その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約で、その内容が①に準ずるものによる債権の切捨て

4 債務免除の通知を書面に出したとき

例題 当社の得意先であるJ社はここ数年間債務超過の状態が継続し、売掛金300万円の回収が困難と認められるので、売掛金の全額300万円を債務免除する旨文書で通知をJ社に出した。通知日9月12日

9/12 貸倒損失 3,000,000 売掛金 3,000,000

- ★ポイント★
- ① 債務者の債務超過の状態が相当期間継続（3年～5年）し、その貸金等の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し、書面により明らかにされた債務免除額については、上記の仕訳が可能となる。
 - ② 債務免除の通知を書面に出す場合には、決算期日までに内容証明郵便で相手方に通知を出して証拠とする方法が妥当である。

5 全額回収不能の場合の貸倒れのと看

例題 当社の得意先であるK社が突然倒産し、当社は貸付金500万円の回収に全力を尽くしたが、K社の債務超過・支払能力などからみて、全額回収できないことが明らかになった。担保物は何らとっていない。

貸倒損失 5,000,000 貸付金 5,000,000

- ★ポイント★① 法人の有する貸金等につき、その債務者の資産状況・支払能力などからみて、その全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理によって損金処理をすることができる。
- ② 担保物がある場合は、原則としてその担保物を処理した後でなければ、貸倒れとして損金経理することはできない。
- ③ 保証債務は、現実にこれを履行した後でなければ、その求償権を貸倒れの対象にすることはできない。

6 一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れのとき

例題 継続的に当社製品を販売していたD社の資産状況・支払能力等が悪化したので、取引停止をしてすでに1年以上が経過している。売掛金100万円が未だ未収である。

貸倒損失 999,999 売掛金 999,999

- ★ポイント★ 債権者について次の事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権（貸付金、その他これに準ずる債権は含みません）について、法人が当該売掛債権の額から備忘価額（例えば1円）を控除した残額を、貸倒れとして損金経理をしたときはこれを認める。
- ① 債務者との取引を停止したとき（継続的な取引を行っていた債務者につき、その資産状況・支払能力等が悪化したため、その後取引停止するに至った場合）から以後1年経過した場合（売掛金等に担保物のある場合を除きます）
- ② 売掛金等が、その取引に要する旅費等の費用に満たなく、かつ当該債務者に対して支払いを督促したにもかかわらず弁済がないとき

4. 貸倒引当金繰入額の税務・税法・税制上の取り扱い

◇消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分

不課税取引（課税対象外）

消費税法上、貸倒引当金繰入額は不課税取引として消費税の課税対象外である。